

(別紙1)

- 「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】  
(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障発第0323002号 平成19年3月23日 一部改正 障発第0330014号 平成19年3月30日 障発第0331025号 平成20年3月31日 障発第0401008号 平成21年4月1日 障発1210第5号 平成22年12月10日 障発0928第1号 平成23年9月28日 障発0330第30号 平成24年3月30日 <u>障発0329第15号</u> <u>平成25年3月29日</u>	障発第0323002号 平成19年3月23日 一部改正 障発第0330014号 平成19年3月30日 障発第0331025号 平成20年3月31日 障発第0401008号 平成21年4月1日 障発1210第5号 平成22年12月10日 障発0928第1号 平成23年9月28日 障発0330第30号 平成24年3月30日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 介護給付費等の支給決定等について

標記については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 介護給付費等の支給決定等について

標記については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記	記
<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 支給決定又は地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項 その他の基本事項</p> <p>1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 12 条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第 34 条の 35 に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>① 障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況</p> <p>障害程度区分を認定することとされている障害者に対し、介護給付費の支給要否決定を行うに当たっては、申請者の障害程度区分が当該サービスの利用要件に該当しているか否かをまず確認する必要がある。また、障害程度区分が利用要件に該当しており、支給決定を行おうとする場合には、障害程度区分がサービスの必要性を示す障害者の心身の状態を段階的に区分していることにかんがみ、特に居宅介護等の訪問系サービス</p>	<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 支給決定又は地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項 その他の基本事項</p> <p>1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨</p> <p><u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 12 条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第 34 条の 35 に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>① 障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況</p> <p>障害程度区分を認定することとされている障害者に対し、介護給付費の支給要否決定を行うに当たっては、申請者の障害程度区分が当該サービスの利用要件に該当しているか否かをまず確認する必要がある。また、障害程度区分が利用要件に該当しており、支給決定を行おうとする場合には、障害程度区分がサービスの必要性を示す障害者の心身の状態を段階的に区分していることにかんがみ、特に居宅介護等の訪問系サービス</p>

については、その区分を勘案して支給量を定めることが適当である。

また、訓練等給付費（特例訓練等給付費を含む。以下同じ。）の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者については、障害程度区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者等の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者については、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握するとともに、地域におけるサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、認定調査の調査項目のうち訓練等給付費に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考指標として用いるものとする。（障害児については第三を参照のこと。）

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、障害福祉サービスで対処することが適当でない場合等を想定している。

②～⑥ （略）

については、その区分を勘案して支給量を定めることが適当である。

また、訓練等給付費（特例訓練等給付費を含む。以下同じ。）の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者については、障害程度区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者等の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者については、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握するとともに、地域におけるサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、認定調査の調査項目のうち訓練等給付費に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考指標として用いるものとする。（障害児については第三を参照のこと。）

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、障害福祉サービスで対処することが適当でない場合等を想定している。

②～⑥ （略）

(2) 地域相談支援

① 障害の種類及び程度その他の心身の状況

地域相談支援を利用しようとする障害者については、障害程度区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者と同様に、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握する。

②～⑤ (略)

2～5 (略)

第五 介護給付費等に係る支給決定及び地域相談支援給付決定

1 介護給付費に係る支給決定

申請に係る障害福祉サービスについて介護給付費の支給決定をする場合は、申請者について認定した障害程度区分（障害児については障害の種類及び程度）等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告

(2) 地域相談支援

① 障害の種類及び程度その他の心身の状況

地域相談支援を利用しようとする障害者については、障害程度区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者と同様に、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握する。

②～⑤ (略)

2～5 (略)

第五 介護給付費等に係る支給決定及び地域相談支援給付決定

1 介護給付費に係る支給決定

申請に係る障害福祉サービスについて介護給付費の支給決定をする場合は、申請者について認定した障害程度区分（障害児については障害の種類及び程度）等が、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）の規定に基づき、当該障害福祉

示」という。)の規定に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合(解釈運用に当たっては、平成18年10月31日障発第1031001号当職通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(以下「報酬解釈通知」という。)に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。)に該当することを確認するとともに、申請者に係るその他の勘案事項及びサービス等利用計画案を十分に踏まえること。また、その際には、必要に応じて法第22条第2項の規定に基づき市町村審査会、身体障害者更生相談所等の意見を聴くものとする。

2・3 (略)

第六・第七 (略)

第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新

支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる(この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支

サービスの所定単位数が算定される場合(解釈運用に当たっては、平成18年10月31日障発第1031001号当職通知「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(以下「報酬解釈通知」という。)に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。)に該当することを確認するとともに、申請者に係るその他の勘案事項及びサービス等利用計画案を十分に踏まえること。また、その際には、必要に応じて法第22条第2項の規定に基づき市町村審査会、身体障害者更生相談所等の意見を聴くものとする。

2・3 (略)

第六・第七 (略)

第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新

支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる(この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支

給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。)

支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。

1 (略)

2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い

自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。

なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の認定調査の調査項目に係る調査内容(参考指標としてのスコアを含む。)については、有効期間を特に設定していないが、障害程度区分との均衡を考慮して、最長3年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて適宜見直しをすることが考えられる。

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等

①～③ (略)

④ 就労継続支援

就労継続支援事業の対象者は、A型及びB型ともに「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、支給決定の更新の段階で、地域自立支援協議会や障害者雇用支援合同会議等において、それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、更新の要

給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。)

支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。

1 (略)

2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い

自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。

なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の認定調査の調査項目に係る調査内容(参考指標としてのスコアを含む。)については、有効期間を特に設定していないが、障害程度区分との均衡を考慮して、最長3年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて適宜見直しをすることが考えられる。

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等

①～③ (略)

④ 就労継続支援

就労継続支援事業の対象者は、A型及びB型ともに「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、支給決定の更新の段階で、地域自立支援協議会や障害者雇用支援合同会議等において、それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、更新の要

否を判断する。

ただし、平成 25 年 4 月以降に、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを経ることなく、就労継続支援 B 型事業の利用を開始した者については、当該支給決定更新時において、就労移行支援事業者によるアセスメントを受けることとする。

否を判断する。